

第五条第一項の表消防研究所分科会の項を削る。

第九条中「、消防研究所分科会に係るものについては消防予防課において」を削る。附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

(分科会の特例)

第二条 委員会に、第五条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、平成十九年三月三十一日までの間、消防研究所分科会を置き、同分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、独立行政法人消防研究所に係るものを処理することとし、同分科会の庶務は、総務省消防予防課において処理する。この場合において、第一条第一項中「三人」とあるのは「十六人」と、第五条第二項中「前項の表の上欄に掲げる分科会」とあるのは「前項の表の上欄に掲げる分科会及び消防研究所分科会」とする。

(電波法施行令の一部改正)  
第十四条 電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五条)の一部を次のように改正する。  
第十一条第一号を次のように改める。

一 削除  
(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正)

第十五条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成十五年政令第二百五十一号)の一部を次のように改正する。  
第三条第八号を次のように改める。

八 削除  
(国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第十六条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成十八年政令第三十号)の一部を次のように改正する。  
第五条に次の一号を加える。

八 独立行政法人消防研究所の解散に関する法律(平成十八年法律第二十二号)第一項の規定により解散した旧独立行政法人消防研究所の職員としての在職期間

第二章 経過措置

(独立行政法人消防研究所の解散の登記の嘱託等)

第十七条 独立行政法人消防研究所の解散に関する法律(以下「法」といふ)第一項の規定により独立行政法人消防研究所(以下「研究所」といふ)が解散したときは、総務大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。  
2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

(総務大臣が業務の実績の評価を受ける場合の手続)  
第十八条 法第三項の規定により総務大臣が研究所の平成十七年四月一日に始まる事業年度における業務の実績について評価を受ける場合には、独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三十三号)次項において「通則法」といふのは「第三十二条の規定を準用する。」  
2 法第三項の規定により総務大臣が研究所の通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間における業務の実績について評価を受ける場合には、通則法第三十三條及び第三十四條の規定を準用する。この場合において、通則法第三十三條中「独立行政法人」とあるのは「総務大臣」と、主務大臣に提出する」とあるのは「作成する」と読み替えるものとする。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用に関する経過措置)  
第十九条 研究所の解散前に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)の規定(同法第二条第二項に規定する法人文書の開示に係る部分に限る。)に基づき研究所が行った行為及び研究所に対してされた行為は、研究所の解散後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定(同法第二条第二項に規定する行政文書の開示に係る部分に限る。)に基づき消防庁長官(同法第十七条の規定により委任を受けた職員を含む。)以下この条において同じ。がした行為及び消防庁長官に対してされた行為とみなす。  
(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用に関する経過措置)  
第二十条 研究所の解散前に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定(同法第二条第三項に規定する保有個人情報の開示、訂正(追加又

は削除を含む。)以下この条において同じ。)及び利用停止(利用の停止、消去又は提供の停止をいう。)以下この条において同じ。)に係る部分に限る。)に基づき研究所が行った行為及び研究所に対してされた行為は、研究所の解散後は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)の規定(同法第二条第三項に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る部分に限る。)に基づき消防庁長官(同法第四十六条の規定により委任を受けた職員を含む。)以下この条において同じ。)がした行為及び消防庁長官に対してされた行為とみなす。

附則

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

- 内閣総理大臣 小泉純一郎
- 総務大臣 竹中 平蔵
- 文部科学大臣 小坂 憲次
- 厚生労働大臣 川崎 二郎
- 経済産業大臣 二階 俊博
- 国土交通大臣 北側 一雄
- 環境大臣 小池百合子

独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年三月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第六十号

独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十三号)附則第八条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(国家公務員退職手当法施行令の一部改正)  
第一条 国家公務員退職手当法施行令(昭和十八年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。  
第五条の二に次の一号を加える。

二十七 独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十三号)附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算に

ついて職員としての引き続き在職期間とみなされる独立行政法人酒類総合研究所の職員としての在職期間  
(研究交流促進法施行令の一部改正)  
第二条 研究交流促進法施行令(昭和六十一年政令第三百四十五号)の一部を次のように改正する。  
別表の七の項中第三号を次のように改める。

三 削除

(独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的事項に関する政令の一部改正)  
第三条 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)の一部を次のように改正する。  
第九条中(平成十一年法律第六十四号)第十九条第一項を(平成十一年法律第六十四号)第九条第一項に改める。

別表独立行政法人酒類総合研究所の項中、「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改める。  
(国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)  
第四条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成十八年政令第三十号)の一部を次のように改正する。  
第五条に次の一号を加える。

九 独立行政法人酒類総合研究所の職員としての在職期間(独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十三号)の施行の日の前日までの間に限る。)

(国家公務員退職手当法施行令の適用に関する経過措置)  
第五条 独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律の施行前に独立行政法人酒類総合研究所を退職した者に関する国家公務員退職手当法施行令第十條の規定の適用については、独立行政法人酒類総合研究所の事務所は、当該退職した者が所属していた独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の事務所とみなす。

附則

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

- 総務大臣 竹中 平蔵
- 財務大臣 谷垣 禎一
- 内閣総理大臣 小泉純一郎